

## ○青少年の健全な育成に関する条例施行規則

昭和四十一年六月三日  
大分県規則第六十九号

改正 昭和四八年一〇月二日規則第七二号  
昭和五二年一一月一五日規則第四八号  
昭和五三年五月三〇日規則第三四号  
昭和五四年一〇月一日規則第五八号  
昭和五五年一二月五日規則第六〇号  
平成二年四月一日規則第二一号  
平成四年三月三一日規則第一二号  
平成八年三月三〇日規則第二三号  
平成九年四月一日規則第四三号  
平成一〇年六月一日規則第三五号  
平成一一年六月一五日規則第三九号  
平成一二年三月二一日規則第一三号  
平成一四年四月二五日規則第五七号  
平成一六年四月一日規則第五四号  
平成一七年四月一日規則第四五号  
平成一七年七月一日規則第八八号  
平成一八年四月一日規則第四六号  
平成一九年二月二七日規則第三号  
平成二〇年四月一日規則第三七号  
平成二〇年四月一日規則第四一号  
平成二五年四月一日規則第四四号  
平成二六年六月一〇日規則第三九号  
平成二六年一一月一八日規則第五七号  
平成二八年三月三〇日規則第一一号  
平成二八年五月二四日規則第八〇号  
平成二九年三月三一日規則第二七号  
平成三〇年三月三〇日規則第八号  
令和三年一〇月五日規則第九〇号  
令和六年三月二九日規則第四六号

## 青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(平一七規則八八・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号。

以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則八八・一部改正)

(指定興行の掲示)

第二条 条例第二十条第四項の規定による掲示は、第一号様式によるものとする。

(平一七規則八八・一部改正)

(有害図書等)

第三条 条例第二十一条第四項第一号及び第二号の規則で定める写真又は場面は、次の各号のいずれかを被写体とし、又は描写したものとする。

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- イ 大腿部を開いた姿態
  - ロ 陰部、臀部、大腿部又は女性の胸部を誇張した姿態
  - ハ 自慰の姿態
- 二 愛撫の姿態
- ホ 排泄の姿態
  - ヘ 緊縛された姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為
  - ロ 同性間の性行為
  - ハ 強姦その他のりよう辱行為
- 二 変態性欲に基づく性行為

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・一部改正)

(有害図書等の陳列の方法等)

第四条 条例第二十一条第六項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等(条例第二十一条第五項に規定する有害図書等をいう。以下同じ。)を陳列する方法

- 二 他の図書等(条例第二十一条第六項に規定する他の図書等をいう。次号において同じ。)  
を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列する方法
  - 三 他の図書等を陳列する棚の背面に棚を設置して有害図書等を陳列する方法
  - 四 棚板の前面から十センチメートル以上張り出す仕切板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切板と仕切板の間に有害図書等を陳列する方法
  - 五 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、  
有害図書等をまとめて陳列する方法
  - 六 前各号に掲げる陳列方法を探ることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他  
の方法により有害図書等を容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法
- 2 条例第二十一条第六項及び条例第二十一条の二第三項の掲示は、第二号様式によるもの  
とする。
- (平四規則一二・追加、平八規則二三・旧第二条の二繰下・一部改正、平一七規則  
八八・平二〇規則四一・平二五規則四四・一部改正)

(陳列場所等の変更等の勧告)

第五条 条例第二十一条第七項の規定による有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳  
列の方法を改善し、又は同条第六項の掲示をすべきことの勧告は、第三号様式によるもの  
とする。

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・一部改正)

(勧告に従うべきことの命令)

第六条 条例第二十一条第八項の規定による勧告に従うべきことの命令は、第四号様式によ  
るものとする。

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第六条の二 条例第二十二条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己  
若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- 二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービス（条例第二十二条第一項に規定する  
青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。）を利用しない旨  
の申出又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（条例第二十二条の二第二項に規  
定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条において同じ。）を講ず  
ることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第二十二条の二第二項に規定する書

面等を提出する必要があること。

(平二五規則四四・追加、平三〇規則八・一部改正)

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面等の記載事項)

第六条の三 条例第二十二条の二第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の住所、氏名及び電話番号

三 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話端末等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。）の番号又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない特定携帯電話端末等（条例第二十二条の三第二項に規定する特定携帯電話端末等をいう。）の番号

四 保護者が条例第二十二条の二第一項の説明等を受けた旨

(平二五規則四四・追加、平三〇規則八・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告)

第六条の四 条例第二十二条の三第一項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要なことを講ずべきことの勧告は、第三号様式によるものとする。

(平二五規則四四・追加、平三〇規則八・一部改正)

(有害がん具類等)

第七条 条例第二十三条第四項第一号の規則で定める機能は、発射時に〇・〇五キログラムメートル每平方センチメートル（弾丸、矢その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から三メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙五枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする。

2 条例第二十三条第四項第二号の規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの

二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの（避妊用品を除く。）

三 専ら性的感情を著しく刺激することを目的とした下着類

四 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・平二〇規則四一・一部改正)

(撤去命令等)

第八条 条例第二十四条第四項の規定による有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置の命令は、第五号様式によるものとする。

(昭五二規則四八・追加、平八規則二三・旧第三条繰下・一部改正、平一七規則八八・一部改正)

(多数の青少年の利用に供される施設)

第九条 条例第二十五条第六号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校（専ら十八歳以上の者を対象とするものを除く。）
- 二 主として青少年の研修、宿泊又はスポーツの用に供する次に掲げる施設
  - イ 別表に掲げる研修宿泊施設
  - ロ 公立のスポーツ施設

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・平二〇規則四一・一部改正)

(自動販売機等の設置の届出等)

第十条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（第六号様式）に自動販売機等により図書等又はがん具類を販売し、又は貸し付けることを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）及び自動販売機等を管理する者に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付したものを提出して行うものとする。

2 条例第二十六条第一項第四号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動販売機等の型式及び製造番号
- 二 自動販売機等を設置しようとする場所の周囲二百メートルの見取図
- 3 条例第二十六条第三項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出は、自動販売機等／変更／廃止／届出書（第七号様式）によるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機等業者又は自動販売機等を管理する者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付しなければならない。

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・一部改正)

(除去命令等)

第十一条 条例第二十七条第二項の規定による有害広告物の除去及び内容変更の命令は、第八号様式によるものとする。

(昭五二規則四八・旧第三条繰下・一部改正、昭五四規則五八・旧第四条繰下・一部改正、平八規則二三・旧第五条繰下・一部改正、平一七規則八八・一部改正)  
(宣伝文書等の内容等)

第十一条の二 条例第二十八条第一項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
- 二 第七条第二項各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
- 三 営業者の設けた店舗以外の場所において、専ら、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させる、人の衣服を脱いだ姿態、水着姿、各種制服姿等の写真若しくは図画又は文字等を掲載したもの
- 2 条例第二十八条第一項の規則で定める場所は、次に掲げるものとする。ただし、当該場所が法令により青少年の立入りが禁止されている場所の中に存する場合を除く。
  - 一 公衆電話及びその附属設備の設置場所
  - 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条に規定する都市公園及び市町村が管理する公園
  - 三 公衆便所
  - 四 乗合自動車の停留所
- 3 条例第二十八条第二項の規定による宣伝文書等の除去その他の必要な措置の命令は、第八号様式の二によるものとする。

(平一七規則八八・追加)

(深夜立入りを禁止する遊技業)

第十二条 条例第三十六条第一項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- 一 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項第五号に掲げる営業を除く。）
- 二 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業
- 三 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
- 四 区画された客席を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（風適法第二条第一項第三号に掲げる営業を除く。）

(平八規則二三・追加、平一七規則八八・平一九規則三・平二八規則八〇・一部改正)

(特定薬品等)

第十二条の二 条例第三十八条第六号の規則で定める特定薬品等は、次に掲げるものとする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十一号の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品
- 二 塩酸エフェドリン及びその製剤
- 三 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。）

（平二五規則四四・追加、平二六規則三九・平二六規則五七・一部改正）

(審議会の会長等)

第十三条 大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平一七規則八八・追加）

(審議会の会議)

第十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平一七規則八八・追加）

(審議会の部会)

第十五条 条例第四十四条第五項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。

（平一七規則八八・追加）

(審議会の庶務)

第十六条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

（平一七規則八八・追加）

(会長への委任)

第十七条 第十三条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(平一七規則八八・追加)

(立入調査を行う者の指定)

第十八条 条例第四十五条第一項の規定による指定は、次に掲げる者の中から行うものとする。

- 一 生活環境部生活環境企画課の職員
- 二 児童相談所の職員
- 三 保健所の職員
- 四 教育関係の職員
- 五 少年補導職員
- 六 その他特に必要と認める職員

(昭四八規則七二・一部改正、昭五二規則四八・旧第四条繰下、昭五三規則三四・一部改正、昭五四規則五八・旧第五条繰下、昭五五規則六〇・平二規則二一・平四規則一二・一部改正、平八規則二三・旧第六条繰下・一部改正、平九規則四三・平一〇規則三五・平一一規則三九・平一二規則一三・平一四規則五七・平一六規則五四・平一七規則四五・一部改正、平一七規則八八・旧第十三条繰下・一部改正、平一八規則四六・平二〇規則三七・令六規則四六・一部改正)

(証明書)

第十九条 条例第四十五条第二項に規定する証明書は、第九号様式によるものとする。

(昭五二規則四八・旧第五条繰下・一部改正、昭五四規則五八・旧第六条繰下・一部改正、平八規則二三・旧第七条繰下・一部改正、平一七規則八八・旧第十四条繰下・一部改正)

#### 附 則

この規則は、昭和四十一年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和四八年規則第七二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年規則第四八号)

この規則は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第五八号）

この規則は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第一二号）

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第二三号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第八八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県青少年問題協議会運営規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 大分県青少年問題協議会運営規則（昭和二十九年大分県規則第八号）

二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例施行規則（平成十三年大分県規則第八十二

号)

附 則 (平成一八年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年規則第三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第四一号)

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第九条第一号、第二号様式（「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める部分に限る。）、第三号様式及び第四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年規則第四四号)

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年規則第三九号)

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

附 則 (平成二六年規則第五七号)

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第一一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年規則第八〇号)

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則 (平成二九年規則第二七号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年規則第九〇号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第四六号）抄

(施行期日)

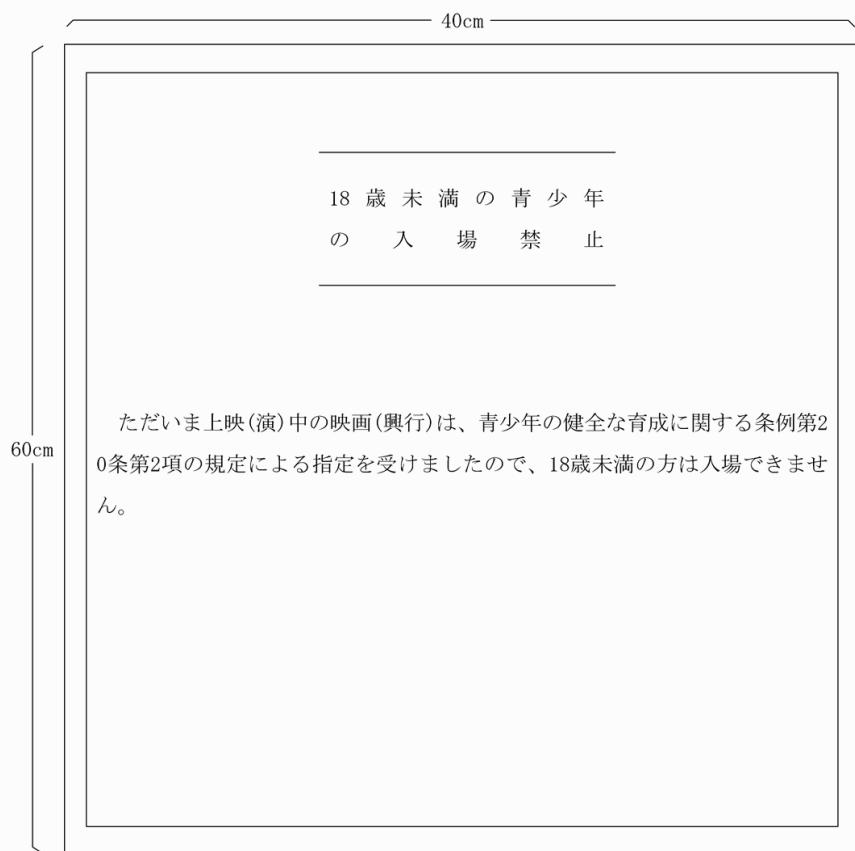
1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第九条関係）

（平一七規則四五・全改、平一七規則八八・平一八規則四六・平二五規則四四・平二九規則二七・令三規則九〇・一部改正）

名称	所在地
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西一二〇〇一一
大分県立香々地青少年の家	豊後高田市香々地五一五一
大分県立九重青少年の家	玖珠郡九重町大字田野二〇四一四七
大分市立のつはる少年自然の家	大分市大字荷尾杵一〇九七一二六
別府市立少年自然の家おじか	別府市大字別府字小鹿四三七四
佐伯市蒲江青少年海の家	佐伯市蒲江大字波当津浦
日田市前津江町ふるさとの家	日田市前津江町大野六四
湯布院自然の家ゆふの丘プラザ	由布市湯布院町川西一二〇〇一八
竹田市祖母山麓体験交流施設あ祖母学舎	竹田市大字神原一三
由布市交流体験施設庄内ゆうゆう館	由布市庄内町畠田八五一

第1号様式(第2条関係)



第2号様式(第4条関係)

25cm

10cm

成人向けコーナー

青少年の健全な育成に関する条例 第21条第5項  
第21条の2第2項 の規定により、18歳未満  
の方の(購入、借受け)をお断りします。

- 注 1 この様式は、横書き又は縦書きにより作成するものとし、横書きにより作成する場合は縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上、縦書きにより作成する場合は縦25センチメートル以上、横10センチメートル以上とする。
- 2 括弧内の文字は、必要なものを記載すること。

第3号様式(第5条、第6条の4関係)

指令 第 号

住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名〕

第21条第7項  
青少年の健全な育成に関する条例の規定により、下記の措置をとること  
第22条の3第1項

とを勧告します。

年 月 日

大分県知事 印

記

- 1 措置すべき内容
- 2 措置すべき期限

第4号様式(第6条関係)

指令 第 号

住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名〕

青少年の健全な育成に関する条例第21条第8項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)。処分の取消しの訴え提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴え提起することができます。

年 月 日

大分県知事 印

記

- 1 措置すべき物件
- 2 措置すべき内容
- 3 措置すべき期限

第5号様式(第8条関係)

指令 第 号

住 所

氏 名

法人の場合は、主たる  
事務所の所在地及び名  
称並びに代表者の氏名

青少年の健全な育成に関する条例第24条第4項の規定により、下記の措置をとることを  
命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大分県知事

印

記

- 1 措置すべき物件
- 2 措置すべき内容
- 3 措置すべき期限
- 4 理由

第6号様式(第10条関係)

自動販売機等設置届出書				
年　月　日				
大分県知事　　殿				
住　所				
届出者 氏　名				印
電話番号				
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕				
次のとおり、図書等又はがん具類等を収納する自動販売機等を設置しますので、青 少年の健全な育成に関する条例第26条第1項の規定により、届け出ます。				
自動販売機等を 管　理　す　る　者	住　所			
	氏　名		電話番号	
自動販売機等の設置場所				
自動販売機等の製造番号等	型　式		製造番号	
自動販売機等の種類	<input type="checkbox"/> 自動販売機 <input type="checkbox"/> 自動貸出機			
設　置　予　定　年　月　日	年　月　日			
注 1 設置場所の周囲200メートルの見取図を添付すること。 2 自動販売機等を管理する者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名を記入すること。				

## 第7号様式(第10条関係)

自動販売機等変更届出書					
年　月　日					
大分県知事　　殿					
住　所					
届出者　氏　名　　印					
電話番号					
法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名					
次のとおり、自動販売機等設置の変更をしましたので、青少年の健全な育成に関する 条例第26条第3項の規定により、届け出ます。					
変更・廃止前	自動販売機等 設置者	住　所			
		氏　名		電　話　番　号	
	自動販売機等 を管理する者	住　所			
		氏　名		電　話　番　号	
	自動販売機等の製造番号等	型　式		製　造　番　号	
自動販売機等の設置場所					
変更内容					
	変　更 廃　止	年　月　日			
注 1 設置場所の周囲200メートルの見取図を添付すること。 2 自動販売機等設置者及び自動販売機等を管理する者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。					

第8号様式(第11条関係)

指令第 号

住 所

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

青少年の健全な育成に関する条例第27条第2項の規定により、下記の広告物の  
〔除 去〕  
〔内容変更〕を命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大分県知事

印

記

- 1 広告物の所在
- 2 広告物の種類及び内容
- 3 命令の内容
- 4 理 由

第8号様式の2(第11条の2関係)

指令 第 号	
住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕	
<p>青少年の健全な育成に関する条例第28条第2項の規定により、下記の措置をとることを命じます。</p> <p>なお、この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。</p> <p>また、この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
年 月 日	大分県知事 印
記	
<p>1 宣伝文書等の所在 2 宣伝文書等の種類及び内容 3 命令の内容 4 理由</p>	

## 第9号様式(第19条関係)

表

裏

第 号 身 分 証 明 書			
所 属		青少年の健全な育成に関する条例(抜粋) (立入り、調査等)	
職 名		第45条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立ち入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。	
氏 名		2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。	
年 月 日生		3 第1項の規定による立入り、調査等は、必要最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げないよう努めなければならない。	
上記の者は、青少年の健全な育成に関する条例第45条第1項の規定により指定した者であることを証明する。			
年 月 日			
	大分県知事	印	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

第1号様式（第2条関係）

（昭52規則48・平17規則88・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（平4規則12・追加、平8規則23・旧第1号様式の2繰下・一部改正、平17規則88・平20規則41・一部改正）

第3号様式（第5条、第6条の4関係）

（平8規則23・追加、平17規則45・平17規則88・平20規則41・平25規則44・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平8規則23・追加、平17規則45・平17規則88・平20規則41・平28規則11・一部改正）

第5号様式（第8条関係）

（昭52規則48・追加、昭53規則34・平2規則21・一部改正、平8規則23・旧第2号様式繰下・一部改正、平17規則45・平17規則88・平28規則11・一部改正）

第6号様式（第10条関係）

（平8規則23・追加、平17規則88・一部改正）

第7号様式（第10条関係）

（平8規則23・追加、平17規則88・一部改正）

第8号様式（第11条関係）

（昭48規則72・一部改正、昭52規則48・旧第2号様式繰下・一部改正、昭54規則34・一部改正、昭54規則58・旧第3号様式繰下・一部改正、平2規則21・一部改正、平8規則23・旧第4号様式繰下・一部改正、平17規則45・平17規則88・平28規則11・一部改正）

第8号様式の2（第11条の2関係）

（平17規則88・追加、平28規則11・一部改正）

第9号様式（第19条関係）

（昭52規則48・旧第3号様式繰下・一部改正、昭54規則58・旧第4号様式繰下・一部改正、昭55規則60・平4規則12・一部改正、平8規則23・旧第5号様式繰下・一部改正、平17規則88・一部改正）